

令和4年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

山口大学

令和5年3月

令和7年3月追記

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	3
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域2 内部質保証に関する基準	7
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	11
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	14
領域5 学生の受入に関する基準	16
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	18
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山 内 進	一橋大学名誉教授
山 口 宏 樹	大学入試センター理事長
山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 田 文	早稲田大学教授
◎ 山 極 壽 一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
山 本 健 慈	国立大学協会参与
川 嶋 太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
◎ 土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山 和 久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀 邦 夫	名古屋大学教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近 藤 倫 明	北九州市立大学特任教授
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
白 石 小百合	横浜市立大学教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
土 川 覚	名古屋大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
徳 久 剛 史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
奈良間 美 保	京都橘大学教授
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授

横 山 知 行 新潟大学教授

(第2部会)

◎ 片 峰 茂 長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清 水 美 憲 筑波大学教授
竹 内 啓 博 公認会計士、税理士
棚 橋 健 治 広島大学副学長
谷 口 功 国立高等専門学校機構理事長
土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄 公認会計士
戸田山 和 久 名古屋大学教授
奈良間 美 保 京都橘大学教授
深 見 公 雄 放送大学高知学習センター所長
松 原 仁 東京大学教授
三 浦 浩 喜 福島大学長
光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子 公認会計士
山 下 一 夫 鳴門教育大学参与
横 矢 直 和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石 田 朋 靖 高崎健康福祉大学長
大 谷 順 熊本大学理事・副学長
小 川 宣 子 中部大学客員教授
片 山 英 治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加 藤 映 子 大阪女学院大学長
齋 藤 一 弥 筑波大学教授
佐 藤 信 行 中央大学教授
佐 藤 之 彦 千葉大学教授
◎ 高 島 忠 義 愛知県立大学名誉教授
竹 内 啓 博 公認会計士、税理士
土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄 公認会計士
戸田山 和 久 名古屋大学教授
西 村 伸 一 岡山大学教授
藤 田 佐 和 高知県立大学教授
光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子 公認会計士
山 内 進 一橋大学名誉教授
山 岡 洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀	北海道千歳リハビリテーション大学教授
吉 井 昌 彦	神戸大学教授
米 村 千 代	千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一	国立大学協会専務理事
尾 家 祐 二	九州工業大学名誉教授
片 山 英 治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
高 野 和 良	九州大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	名古屋大学教授
前 田 健 康	新潟大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
◎ 山 本 健 慈	国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
洪 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
寫 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪公立大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
○ 新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
森 利 枝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

山口大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 共同獣医学研究科（博士課程）及び技術経営研究科（専門職学位課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。（基準 5－3）

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- ダイバーシティ推進室を設置し、キャンパスに集う教職員や学生の多様性を高め、それぞれの能力（特に女性の能力）を発揮することができるような労働環境や教育環境の整備に取り組んでいる。その結果、日本創生のための将来世代応援知事同盟「優秀将来世代応援企業賞」を受賞、また「えるぼし」認定を取得している。（基準 1－2）
- 欧州獣医学教育機関協会（EAEVE）による国際認証の取得を目指し、同機関が求める畜産教育や獣医公衆衛生教育を強化するカリキュラムの改編を平成 28 年度及び平成 29 年度に行っている。令和元年度に EAEVE による教育課程の評価を受審し欧州水準の獣医学教育課程であることの認証を得ている。（基準 2－3、6－3）

（第三者による評価結果の活用について）

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、医学部医学科について、日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価、技術経営研究科について、大学基準協会による専門職大学院認証評価の直近の評価結果をもって、各基準に係る自己評価に代えている。また、工学部機械工学科及び社会建設工学科について、日本技術者教育認定機構による技術者教育プログラム認定、共同獣医学部について、欧州獣医学教育機関協会による欧州獣医学教育国際認証及び大学基準協会による獣医学教育評価のそれぞれ直近の評価結果をもって各基準に係る自己評価に代えている。これらの教育課程を含め、各学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって、各基準に係る自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

(追記 令和7年3月)

基準5－3

- 「共同獣医学研究科（博士課程）及び技術経営研究科（専門職学位課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。」とする改善を要する点について、技術経営研究科（専門職学位課程）において令和6年度に改善されている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 9 学部及び 8 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・人文学部（1 学科：人文学科）
- ・教育学部（1 課程：学校教育教員養成課程）
- ・経済学部（3 学科：経済学科、経営学科、観光政策学科）
- ・理学部（5 学科：数理科学科、物理・情報科学科、化学科、生物学科、地球圏システム科学科）
- ・医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・工学部（7 学科：機械工学科、社会建設工学科、応用化学科、電気電子工学科、知能情報工学科、感性デザイン工学科、循環環境工学科）
- ・農学部（2 学科：生物資源環境科学科、生物機能科学科）
- ・共同獣医学部（1 学科：獣医学科）
- ・国際総合科学部（1 学科：国際総合科学科）

[大学院課程]

- ・人文科学研究科（修士課程 1 専攻：人文科学専攻）
- ・教育学研究科（修士課程 1 専攻：学校臨床心理学専攻、専門職学位課程 1 専攻：教職実践高度化専攻）
- ・経済学研究科（修士課程 2 専攻：経済学専攻、企業経営専攻）
- ・医学系研究科（博士前期課程 1 専攻：保健学専攻、博士後期課程 1 専攻：保健学専攻、博士課程 1 専攻：医学専攻）
- ・創成科学研究科（修士課程 1 専攻：山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻、博士前期課程 7 専攻：基盤科学系専攻、地球圏生命物質科学系専攻、機械工学系専攻、建設環境系専攻、化学系専攻、電気電子情報系専攻、農学系専攻、博士後期課程 5 専攻：自然科学系専攻、システム・デザイン工学系専攻、環境共生系専攻、物質工学系専攻、ライフサイエンス系専攻）
- ・東アジア研究科（博士後期課程 1 専攻：東アジア専攻）
- ・技術経営研究科（専門職学位課程 1 専攻：技術経営専攻）
- ・共同獣医学研究科（博士課程 1 専攻：獣医学専攻）

平成 28 年度に、子どもたちの抱える諸問題並びに学校経営に係る諸問題に関して、理論的・実践的に高度な専門能力を有し、校内や地域において指導的役割を担い得る教員を養成することを目的として、教育学研究科教職実践高度化専攻を設置している。

平成 28 年度に、哲学、歴史学、社会学、日本・中国言語文学、欧米言語文学の 5 コースすべての入門的内容を身につけ、さらにその中から複数の専門分野についてその基礎的内容を身につけている人材、また、文系基礎学の思考方法の汎用的基本と、複数の言語による情報交換や表現手段の基礎を修得し、未経験の問題に対しても、主体的かつ協同的に解法を構想する拠り所となる技能と判断力を有している人材を養成するために、人文学部人文学科を設置している。

平成 28 年度に、「人文科学全域を広い視野にいれながら、専攻分野の研究をさらに深化させ、高度専門職業人を育てる」という理念を根幹とし、人間文化の根本原理を探究し、その多様な展開について、思想、歴史、現代社会、日本・中国言語文学、欧米言語文学の各分野において深く解明する人材を養成するために、人文科学研究科人文科学専攻を設置している。

平成 28 年度に、先端的で特色ある研究を推進し、新たな医療技術の開発や医療水準の向上を目指すとともに、知的財産に関する知識及びトランスレーショナルリサーチの能力を身につけ、自らの研究成果を実用化まで発展させることができる医療人を養成するために、医学系研究科医学専攻を設置している。

平成 28 年度に、博士前期課程においては、専攻分野に関して幅広い専門的知識を持ち、研究者・技術者倫理、知的財産権などの知識及び課題解決能力等の基本的な素養を身につけ、イノベーションの進展を担うことができ、国際的に活躍できる高度専門職業人を養成するために、また、博士後期課程においては、専攻分野に関して高度な専門的知識を持ち、自立した研究者として研究を遂行できる幅広い知識や能力・技術を身につけ、イノベーションの創出と進展に役割を果たすことができ、国際的に活躍できる研究者・高度専門職業人を養成するために、創成科学研究科を設置している。

平成 30 年度に、世界先端的な獣医学研究を推進し、高い生命倫理と研究者倫理を備え、国際水準の獣医学教育の発展と深化に寄与する獣医学教育・研究者、及び獣医学の高度化に資する獣医学専門家ならびに獣医療人を養成するために、共同獣医学研究科獣医学専攻を設置している。

令和元年度に、子どもたちの抱える諸問題並びに学校経営に係る諸問題に関して、理論的・実践的に高度な専門能力を有し、校内や地域において指導的役割を担い得る教員を養成するために、教育学研究科教職実践高度化専攻を設置している。

令和元年度に、①スクールカウンセラーなど、「チームとしての学校」の一員として活躍できる臨床心理学的専門性を有した人材、②高度な臨床心理学的知識と専門性を有し、生徒指導や心の健康に関わる活動などに関して学校や地域の中心として活躍できる人材、③学校及び地域における教育課題に応じる高い資質を有し、学校現場及び地域社会の教育文化に貢献できる人材、④学校及び地域社会の研究拠点として、関連諸科学と連携した統合的な教育文化の発展に貢献できる人材、⑤学術・教育・文化の交流拠点として、教育資源を広く地域に向けて開放し、地域社会の発展に寄与する人材を養成するために、教育学研究科学校臨床心理学専攻を設置している。

令和 2 年度に、農学・生命科学分野の専門的知識・技術を持ち、熱帯性環境生物資源を対象とする研究や異文化体験により、先端的技术や研究能力、東南アジア諸国の生物資源に対する理解を備え、国際的視点に立って新しい時代を牽引することのできる先導的・指導的かつグローバルな高度専門職業人を養成するために、創成科学研究科山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専

攻を設置している。

令和3年度に、基礎化学に関する体系的な学修、化学主幹分野の発展的な学修、データサイエンスの基本の学修及び理学の他分野の入門的学修を通して学士力を総合的に身に付け、化学を基盤とした幅広い分野で活躍できる人材を養成するために、理学部化学科を設置している。

令和3年度に、様々な階層における生物学の知識・概念、生物学領域の実験・観察法に関する高い専門的内容の学修、データサイエンスの基本的な学修及び理学の他分野の入門的学修を通して学士力を総合的に身に付け、生物学を基盤とした幅広い分野で活躍できる人材を養成するために、理学部生物学科を設置している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、別紙様式1-3-1のとおり、人文学部、教育学部、経済学部、医学系研究科、創成科学研究科、共同獣医学部、国際総合科学部、東アジア研究科、教育学研究科、技術経営研究科に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長を、各研究科に研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部に学部教授会、各研究科に研究科教授会を置いている。

各学部の教授会は、人文学部にあつては人文学部及び大学院東アジア研究科東アジア専攻比較文化講座の教授（テニュアトラックも含む。以下同様とする。）、教育学部にあつては教育学部の教授、経済学部にあつては経済学部及び大学院東アジア研究科東アジア専攻社会動態講座の教授、理学部にあつては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、医学部にあつては大学院医学系研究科の教授、工学部にあつては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、共同獣医学部にあつては共同獣医学部の教授、国際総合科学部にあつては国際総合科学部の教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各研究科の教授会は、人文科学研究科にあつては人文科学研究科の教育研究を担当する教授、教

育学研究科にあつては教育学研究科の教育研究を担当する教授、経済学研究科にあつては経済学研究科の教育研究を担当する教授、医学系研究科にあつては医学系研究科の教授、創成科学研究科にあつては創成科学研究科の教授、東アジア研究科にあつては東アジア研究科の教育研究を担当する教授、技術経営研究科にあつては技術経営研究科の教授、共同獣医学研究科にあつては共同獣医学研究科の教育研究を担当する教授から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

各教授会は、令和 3 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、副学長である理事、各学部長（医学部長並びに大学院創成科学研究科長と同一人物である場合の理学部長、工学部長及び農学部長を除く。）、大学院医学系研究科長、大学院創成科学研究科長、大学院東アジア研究科長、大学院技術経営研究科長、時間学研究所長及び医学部附属病院長、副学長（理事及び医学部附属病院長であるものを除く。）、各学部（理学部、医学部、工学部及び農学部を除く。）、大学院医学系研究科の教授会から選出された教授各 1 名及び大学院創成科学研究科の教授会から選出された教授 3 名から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 3 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、副学長（大学評価担当）を自己点検・評価の責任者、副学長（財務施設担当、教育学生担当、情報化推進担当、学術基盤担当）をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は評価委員会であり、その役割分担は「教育の内部質保証に関する要綱」及び「評価委員会規則」に明確に定めている。中核的な審議機関である評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある大学評価を担当する副学長、総務企画を担当する副学長、情報セキュリティを担当する副学長、人事給与マネジメント改革を担当する副学長、地域連携を担当する副学長、人事労務を担当する副学長、財務施設を担当する副学長、教育学生を担当する副学長、情報化推進を担当する副学長、学術研究を担当する副学長、学術基盤を担当する副学長、各学部、大学院創成科学研究科、大学院東アジア研究科、大学院技術経営研究科、時間学研究所及び医学部附属病院の長又は当該自己点検評価担当委員会等の長、総務企画部長、その他委員会が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部、国際総合科学部においては、それぞれの学部長を責任者としてその質保証を行っている。なお、山口大学と鹿児島大学との共同教育課程である共同獣医学部においては共同獣医学部長を責任者として、共同獣医学研究科においては共同獣医学研究科長を責任者として、山口大学と鹿児島大学の共同獣医学部協議会及び山口大学と鹿児島大学の大学院共同獣医学研究科協議会と連携して、その質保証を行っている。

人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科、技術経営研究科においては、それぞれの研究科長を責任者としてその質保証を行っている。なお、創成科学研究科の山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（修士課程）においては、創成科学研究科長を責任者として、山口大学農学部長及び国際連携専攻長等が構成員となっているジョイント・ディグリープログラム運営協議会と連携して、その質保証を行っている。

教職課程については、副学長（教育学生担当）を責任者として、教職センター会議及び教職課程委員会が連携して、その質保証を行っている。

教養教育については、別紙様式 2-1-2 に記載がある教育支援センター長を責任者として共通教育の質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、副学長（財務施設担当）を責任者として施設環境委員会が、情報設備については、副学長（情報化推進担当）を責任者として情報基盤整備委員会が、附属図書館については、副学長（学術基盤担当）を責任者として図書館専門委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証に関する要綱によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項（学習環境及び就職支援を含む）については、副学長（教育学生担当）を責任者として教学委員会が、留学生の支援については、副学長（教育学生担当）を責任者として留学生委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証に関する要綱、教育（学生支援・学生受入）の内部質保証に関する実施要領によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方並びに入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、副学長（教育学生担当）を責任者として入試委員会及び大学院入試委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、教育の内部質保証に関する要綱、教育（学生支援・学生受入）の内部質保証に関する実施要領によって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育の内部質保証に関する要綱、教育（教育課程）の内部質保証に関する実施要領に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを教育の内部質保証に関する要綱、教育（教育課程）の内部質保証に関する実施要領に定めている。なお、教職課程については、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が定める点検及び評価を行うことを含めて、教育（教職課程）の内部質保証に関する実施要領に手順を定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、教育の内部質保証に関する要綱、教育（施設）の内部質保証に関する実施要領、教育（図書館）の内部質保証に関する実施要領、教育（ICT 環境）の内部質保証に関する実施要領、教育（学生支援・学生受入）の内部質保証に関する実施要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育の内部質保証のための関係者からの意見聴取に関する申合せ、教育（教育課程）の内部質保証に関する実施要領、教育（施設）の内部質保証に関する実施要領、教育（図書館）における内部質保証に関する実施要領、教育（ICT 環境）の内部質保証に関する実施要領、教育（学生支援・学生受入）の内部質保証に関する実施要領を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、教育の内部質保証に関する要綱、教育（教育課程）の内部質保証に関する実施要領、教育（施設）の内部質保証に関する実施要領、教育（図書館）の内部質保証に関する実施要領、教育（ICT 環境）の内部質保証に関する実施要領、教育（学生支援・学生受入）の内部質保証に関する実施要領に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2－3－1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、経営協議会での審議、承認を経て、教育研究評議会でも審議・承認ののち、役員会において審議、決定している。

基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等に当たって、大学教育職員選考に関する基本指針、令和 4 年度における教員人事の基本方針、大学教育職員選考基準、各学部・研究科等における教員選考の内規等を定め、書類審査、面接、模擬授業、講演会等を実施して、別紙様式 2－5－1 のとおり教員を採用・昇任させている。

なお、自己評価書提出時点では、教育研究上の指導能力に関してその水準の判断を面接、模擬授業・講演会等（公開セミナー）で行うことが明確に定められていなかったが、令和 4 年 11 月までに規則の一部改正を行い、明確に定めている。

大学教育職員等業績評価実施要項、大学教育職員人事評価実施要項（旧制度）等を策定し、別紙様式 2－5－2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動（大学の管理・運営、社会貢献、部局特有）に関する評価を継続的に実施している。

職員給与決定規則、大学教育職員等業績評価実施要項、大学教育職員人事評価実施要項（旧制度）等に基づき、年俸制にあつては、業績給に評価結果を反映し、年俸制（旧制度）にあつては、業績年俸及び基本年俸に評価結果を反映し、月給制にあつては、昇給・勤勉手当等の実施にあたり参考資料の一つとして活用し評価の結果に基づき次年度の給与に反映する等、別紙様式 2－5－3 のとおり、評価結果を教員の処遇等に反映している。

なお、自己評価書提出時点では、業績評価の結果、改善を要するとされた者への組織的対応が明

確ではなかったが、令和4年11月までに大学教育職員等業績評価実施要項の改正を行い、明確に定めている。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、教育改善FD研修会、アラカルト型研修会、共育ワークショップ2022等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、山口大学新任教員研修会、山口大学総合技術部研修会、中国・四国地区国立大学法人等技術職員組織マネジメント研究会、大学図書館職員長期研修、共通教育ティーチングアシスタント（TA）・スチューデントアシスタント（SA）研修会等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、財務諸表の承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見（本法人が法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項、文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、学長、法第 20 条第 2 項第 2 号の規定に基づき学長が指名する理事及び職員、法第 20 条第 2 項第 3 号の規定に基づき本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものにより構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、安全保障輸出管理は総務企画部、ハラスメント防止はハラスメント防止・対策委員会（総務企画部）、生命倫理は医学部附属病院臨床研究センター、学術研究部及び医学部総務課、動物実験は動物使用委員会（学術研究部）が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は危機管理委員会（総務企画部）、情報セキュリティは情報セキュリティ委員会（総務企画部）、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は公的研究費不正防止対策室（財務部）及び研究規範委員会（学術研究部）、学生危機対応は学生支援部及び各学部が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規則に基づき、事務組織を設置している。別紙様式 3－3－1 のとおり、常勤 472 人、非常勤 345 人を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が評価委員会、広報委員会、労働安全衛生委員会、ハラスメント防止・対策委員会、教学委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、新規採用職員研修（33 人参加）、保有個人情報保護に関する研修会（2,716 人参加）、法人文書管理 e-learning 研修（411 人参加）等を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査及び臨時監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した内部監査室が、内部監査室内部監査規則に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り定期監査及び臨時監査を行っている。内部監査室長は、事業年度ごとに内部監査年度計画書を作成し、監査終了後は、内部監査結果報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び内部監査室は、学長及び理事と、監査計画説明会や監査結果報告会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。

なお、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が公表を求める事項のうち、認定課程の自己点検・評価の結果について、自己評価書提出時点では、公表されていないが、令和 5 年度初頭までに公表予定である。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

吉田キャンパス（山口市吉田）、小串キャンパス（宇部市南小串）及び常盤キャンパス（宇部市常盤台）の3キャンパスを有し、その校地面積は計 518,945 m²、校舎等の施設面積は計 220,173 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、1 年次は吉田キャンパスで共通教育科目を主に学修し、教員がキャンパス間を運行するシャトルバスにより吉田キャンパスへ移動し授業を実施するなど、学生にとってキャンパス間の移動が負担とならないための配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、教育学部においては附属山口小学校、附属光小学校、附属山口中学校、附属光中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園、医学部においては附属病院、農学部においては附属農場、共同獣医学部においては附属動物医療センター、工学部においては附属ものづくり創成センターを設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。吉田キャンパス、小串キャンパス及び常盤キャンパスの耐震化率はそれぞれ 100%である。バリアフリー化については、各施設に必要なバリアフリー設備を設置し、バリアフリーマップを公開する等、配慮している。安全防犯面については、各キャンパスに防犯カメラを設置し、出入り口や主な道路には外灯を設置する等、配慮している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、吉田キャンパスに総合図書館、常盤キャンパスに工学部図書館、小串キャンパスに医学部図書館を設置しており、延面積 12,835 m²、閲覧座席数は 1,683 席である。原則として 8 時 30 分から 21 時 30 分まで開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 1,635,206 冊、学術雑誌 32,908 種、電子ジャーナル 5,878 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、グループ学習室、オープンルーム、パソコンスペース等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援センター、保健管理センター、就職支援室等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに

関しては、山口大学におけるハラスメントの防止及び対策に関する規則等に基づき、ハラスメント相談員をはじめ、学生相談所、保健管理センターが相談窓口となり、ハラスメント防止・対策委員会と連携しハラスメント等の防止啓発及び研修、ハラスメント事案の調査及び救済対策等の措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

195 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、体育館（武道場、弓道場、アーチェリー場等）、グラウンド（サッカー場、ラグビー場、野球場等）、部室及びサークル室等を整備し、運営資金の支援、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、留学生センター、国際交流課等を設置し、チューター制度の導入、外国人留学生ガイドブック配付、渡日時オリエンテーションを実施するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定めている。別紙様式4-2-4のとおり、修学相談支援の実施、学生特別支援室の設置、進路・就職相談等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学科及び授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、大学全体の「入学者選抜の基本方針」及び「求める学生像」が明示されている。各学部・研究科においては「求める学生像」のみが明示されている。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 のとおり入試を行っている。

実施体制については、入試委員会、大学院入試委員会を置いている。

山口大学における教育（学生支援・学生受入）の内部質保証に関する実施要領に基づき、副学長（教育学生担当）が、学生受入に関し、教育・学生支援機構長を通してセンター長等に自己点検・評価を指示することとされており、自己点検・評価の状況及び改善が必要と判断した項目については改善策を委員会において確認している。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしていない。

【改善を要する点】

共同獣医学研究科（博士課程）及び技術経営研究科（専門職学位課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・人文学部：1.06 倍
- ・教育学部：1.05 倍
- ・経済学部：1.02 倍
- ・理学部：1.01 倍
- ・医学部：1 倍

- ・工学部：1.04 倍
- ・農学部：1.04 倍
- ・共同獣医学部：1.07 倍
- ・国際総合科学部：1.04 倍

[修士課程]

- ・人文科学研究科：0.73 倍
- ・教育学研究科（学校臨床心理学専攻）（令和元年度設置）：0.82 倍
- ・経済学研究科：1.05 倍
- ・創成科学研究科（山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻）（令和2年度設置）：0.44 倍

[博士前期課程]

- ・医学系研究科：1.08 倍
- ・創成科学研究科：0.96 倍

[博士後期課程]

- ・医学系研究科：0.72 倍
- ・創成科学研究科：0.82 倍
- ・東アジア研究科：1.06 倍

[博士課程]

- ・医学系研究科：0.87 倍
- ・共同獣医学研究科：1.87 倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科：0.74 倍
- ・技術経営研究科：1.45 倍

共同獣医学研究科（博士課程）及び技術経営研究科（専門職学位課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。

なお、教育学研究科（修士課程）学校臨床心理学専攻については令和元年度に設置されている。

また、創成科学研究科（修士課程）山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻については令和2年度に設置されている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則及び大学院学則で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

専門職学位課程として、教育学研究科、技術経営研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として 15 週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、理学部、創成科学研究科（修士課程）、教育支援センターにおける状況は、別紙様式 6－4－4 のとおりである。

すべての大学院専門職学位課程において、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

創成科学研究科（修士課程）において、大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、理学部、創成科学研究科（修士課程）、教育支援センターにおける状況は、別紙様式 6－5－1、6－5－2、6－5－3、6－5－4 のとおりである。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

なお、自己評価書提出時点では、一部部局において成績に対する異議申立て制度が不十分であったが、令和4年11月までに要項の一部改正を行い、全部局で制度を明確に定めている。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、策定した要件に基づく卒業（修了）の認定を、組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式6－8－2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。